交00015年(令和11年3月末まで保存)運 免 第 1 0 3 8 号令 和 5 年 3 月 2 4 日

運転免許課長

取消処分者講習事務処理要領の制定について

道路交通法(昭和35年法律第105号)第108条の2第1項第2号に定める取消処分者講習の事務処理については、令和5年4月1日から下記のとおり運用することとしたので、所属職員に周知徹底し、事務処理上誤りのないようにされたい。

記

第1 総則

1 目的

道路交通法(昭和35年法律第105号。以下「法」という。)第108条の4第1項は、 公安委員会は、法第108条の2第1項第2号に定める取消処分者講習については、指定 講習機関に行わせることができる旨を規定している。

この要領は、運転免許を再取得する際の運転免許試験の受験資格として義務付けられた取消処分者講習を適正、かつ効果的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

- 2 取消処分者講習を実施するために必要な事務 取消処分者講習を実施するために必要な事務は、本職が行うものとする。
- 3 指定講習機関の申請及び報告等の経由先 指定講習機関としての指定を受けようとする一般社団法人若しくは一般財団法人又 は指定自動車教習所(以下「一般社団法人等」という。)が公安委員会に対して行う 申請及び指定後の報告等は、本職を経由して行うものとする。

第2 基本的留意事項

1 指定講習機関の指定の申請

指定講習機関としての指定を受けようとする一般社団法人等は、「指定講習機関指定申請書」(青森県道路交通規則(平成10年青森県公安委員会規則第7号。以下「県規則」という。)別記様式第38号)に、指定講習機関に関する規則(平成2年5月国家公安委員会規則第1号。以下「規則」という。)第2条第2項に定める書類を添付し青森県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に申請するものとする。

2 指定講習機関の指定等

(1) 指定書の交付及び公示

公安委員会は、指定講習機関として指定をしたときは、「指定書」(別記様式第1号)を交付するものとする。

また、公安委員会は、規則第3条の規定により、当該指定講習機関に係る規則第2条第1項第1号から第3号までに掲げる事項及び指定を行った年月日を公示するものとする。

(2) 公示事項等の変更届出及び公示

指定講習機関は、規則第4条第1項の規定により、公示事項等を変更しようとするときは、「公示事項等変更届」(県規則別記様式第39号)によりあらかじめ公安委員会に届出するものとする。

規則第4条第3項に規定する届出は、変更に係る書類を送付することにより行うものとする。

公安委員会は、規則第4条第1項に規定する届出を受けたときは、同規則第4条 第2項の規定により、当該変更に係る事項を公示するものとする。

(3) 適合命令

公安委員会は、指定講習機関が法第108条の4第1項第1号に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、法第108条の8第1項及び第2項の規定により、「命令書」(別記様式第2号)により必要な措置をとることを命ずる(適合命令)ものとする。

(4) 講習業務規程の認可申請等

ア 認可申請

指定講習機関は、規則第9条第1項の規定により、取消処分者講習の開始前に、 取消処分者講習の業務に関する規程(以下「講習業務規程」という。)を定め、 「講習業務規程認可申請書」(県規則別記様式第40号)に当該講習業務規程を添え て公安委員会に提出し、認可を受けるものとする。

イ 講習業務規程の変更の認可申請

指定講習機関は、規則第9条第2項の規定により、講習業務規程の変更の認可を受けようとするときは、「講習業務規程変更認可申請書」(県規則別記様式第41号)を公安委員会に提出し、認可を受けるものとする。

(5) 講習の休廃止の許可申請

指定講習機関は、規則第14条第1項の規定により、取消処分者講習を休止又は廃止するときは、「講習の休廃止の許可申請書」(県規則別記様式第42号)を公安委員会に提出し許可を受けるものとする。

公安委員会は、休廃止の許可をしたときは、規則第14条第2項の規定により公示するものとする。

(6) 指定講習機関の指定の取消し

ア 弁明の機会の付与

公安委員会は、法第108条の11第1項又は第2項の規定により指定講習機関としての指定の取消しをしようとするときは、青森県行政手続条例(平成7年7月

青森県条例第17号)第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与するものとする。

イ 弁明書の通知

弁明の通知は、「弁明通知書」(青森県公安委員会の聴聞及び弁明の機会の付与に関する規則(平成8年12月公安委員会規則第9号)別記様式第16号)により行うものとする。

ウ 指定の取消しの公示

公安委員会は、指定講習機関の指定を取り消したときは、規則第15条の規定により、その旨を公示するものとする。

- 3 取消処分者講習組織系統表の提出及び運転適性指導員の解任等
- (1) 取消処分者講習組織系統表の提出

指定講習機関が運転適性指導員を選任したときは、「取消処分者講習組織系統表」(別記様式第3号)を作成し、その都度、公安委員会に提出するものとする。

(2) 運転適性指導員の解任等

ア 解任等の届出

指定講習機関は、運転適性指導員が運転免許(以下「免許」という。)の行政 処分を受け、又は運転適性指導員として適当でないと認められる事由が生じたこ とにより当該指導員を解任し、若しくは必要と認める期間、講習に従事すること を禁止したときは、公安委員会に届け出るものとする。

イ 解任命令、退職者の届出等

指定講習機関は、公安委員会からの運転適性指導員の解任命令により運転適性 指導員を解任したとき、又は任意退職等により解任したときは、公安委員会に届 け出るものとする。

第3 取消処分者講習実施上の留意事項

- 1 受講予約、受講申請の受理等
- (1) 運転免許を取得できる者であることの確認の徹底

取消処分者講習を受講したい旨の申出を受けたときは、別途指示する執務資料「受験資格調査依頼等に対する対応要領」(以下「受験資格調査対応要領」という。)に基づき、事前に、運転免許試験に合格した場合の運転免許の拒否・保留基準該当の有無及び運転免許試験受験前の取消処分者講習受講の必要性の有無等についての調査(以下「受験資格調査」という。)を行い、運転免許試験に合格しても免許を受けることができない者や、運転免許試験の受験資格として取消処分者講習が義務付けられていない者が、当該講習を受講することがないよう配意するものとする。

(2) 受講予約の受付場所

ア 取消処分者講習の受講予約の受付は、受験資格調査を終了した受講希望者本人が、青森県警察本部交通部運転免許課(以下「運転免許課」という。)を直接訪問し予約申込みした場合及び受講希望者本人が運転免許課へ電話により予約申込み

した場合に行うものとする。

- イ 弘前自動車運転免許試験場、八戸自動車運転免許試験場、むつ自動車運転免許 試験場及び県内各警察署(以下「警察署等」という。)に受講予約が直接行われ た場合は、当該警察署等の長は、受験資格調査の実施の有無を確認し、未実施の 場合は速やかに受験資格調査を行うとともに、調査終了後に前記アのとおり受講 予約が可能であることを受講希望者に対し教示すること。
- ウ 指定講習機関に受講予約が直接行われたことを認めた場合は、これを受理することなく、受講希望者に対し、事前に運転免許課又は警察署等において受験資格調査が必要であること及び調査終了後に前記アのとおり受講予約が可能であることを教示するよう指定講習機関に促すこと。
- (3) 受講予約の受理要領
 - ア 運転免許課を直接訪問しての予約申込みの場合
 - (ア) 受験資格調査の実施確認

運転免許課を直接訪問しての予約申込みがなされた場合は、受験資格調査対応要領に基づき、関係書類により、受験資格調査実施済みの者であることを確認するものとする。

(イ) 受講場所等の決定

受講場所、受講日等の選別は、公安委員会及び県内各指定講習機関の講習実施計画を確認し、予約申込者の希望等を考慮して決定するものとする。

(ウ) 予約内容の確認等

決定した受講予約内容について、文書の交付は行わず、口頭で教示するもの とする。

この場合において、受験資格調査受理時に交付している別記様式第4号「取消処分者講習の受講案内」(以下「受講案内」という。)の「3 受講予約内容」欄に、決定した受講予約内容を予約申込者自身に記載させ、正確に伝達されたことを確認するものとする。

- イ 運転免許課への電話による予約申込みの場合
 - (ア) 受験資格調査の実施確認

運転免許課へ電話による予約申込みがなされた場合は、受験資格調査対応要領に基づき、必要事項を聴取し、受験資格調査実施済みの者であることを確認するものとする。

(イ) 受講場所等の決定 前記ア、(イ)と同様とする。

(ウ) 予約内容の復唱確認等

決定した受講予約内容について、文書の交付は行わず、電話により口頭で教示するものとする。

この場合において、受験資格調査受理時に交付している受講案内の「3 受講予約内容」欄に、決定した受講予約内容を予約申込者自身が記載するよう教示するとともに、予約内容を復唱させ、正確に伝達されたことを確認するもの

とする。

ウ 取消処分者講習受講申込書の作成

取消処分者講習の受講予約を受理し、公安委員会又は県内各指定講習機関における受講を指定した場合は、その者に係る「取消処分者講習受講申込書(通知票)」(別記様式第5号)を作成するものとする。

この場合において、電話による予約申込みをした者については、予約内容を復唱確認した結果を取消処分者講習受講申込書(通知票)に記録するものとする。

エ 指定講習機関への通知

公安委員会は、指定講習機関での受講を指定した場合は、その者に係る取消処分者講習受講申込書(通知票)の写しを作成し、指定講習機関に送付するものとする。

(4) 取消処分者講習受講申請書の受理

講習受講の申請は、受講当日、講習会場において「取消処分者講習受講申請書」 (県規則別記様式第24号)を作成させ、これに顔写真2枚を添付したものを提出させて行うものとする。

(5) 講習手数料等の徴収等

ア 公安委員会が実施する場合

受講申請書に、青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例(平成12年3月青森県条例第101号。以下「手数料条例」という。)に定める額を青森県収入証紙により徴収するものとする。

イ 指定講習機関が実施する場合

手数料条例に定める額を徴収するものとする。

- 2 取消処分者講習終了証明書の交付等
- (1) 取消処分者講習終了証明書の交付

講習を終了した者に対しては、「取消処分者講習終了証明書」(県規則別記様式第25号。以下「終了証明書」という。)に受講申請時に受理した顔写真1枚を貼付した上、押出しスタンプにより刻印をして交付し、副本にも同様に顔写真を貼付して保管すること。

なお、指定講習機関において終了証明書を交付したときは、その写し1枚を公安 委員会に送付するものとする。

(2) 終了証明書発行台帳

終了証明書を発行したときは、「取消処分者講習終了証明書発行台帳」(別記様式第6号)に必要事項を記載し保管するものとする。

3 終了証明書の再交付

講習を終了した者が終了証明書を亡失、滅失又は毀損し、再交付を求めた場合は、「取消処分者講習終了証明書再交付申請書」(別記様式第7号。以下「再交付申請書」という。)により申請させた上で、保管している副本の写しを交付すること。また、指定講習機関で再交付した場合には、再交付申請書及び終了証明書の副本の写しを公安委員会に送付するものとする。

なお、講習を終了後、他の公安委員会が管轄する住所地に転居して終了証明書の再 交付を申請する場合には、現住所地を管轄する公安委員会を経由し、本県公安委員会 あてに申請させること。

第4 事務処理上の留意事項等

1 講習の実施計画

指定講習機関は、「取消処分者講習実施計画書」(別記様式第8号)により、四半期毎に講習実施計画を策定し公安委員会に報告すること。

2 月報の報告

指定講習機関は、毎月10日までに、前月の実施結果を集計した「取消処分者講習月間実施報告書」(別記様式第9号)を作成し、公安委員会に報告すること。

3 事業報告等

指定講習機関は、規則第13条の規定により、毎事業年度終了後3月以内に、事業報告書及び収支決算書を公安委員会に提出するものとする。

4 備付簿冊

指定講習機関は、次の簿冊を備え付けるものとする。

番号	備 付 簿 冊	保存期限	備 考
1	取消処分者講習組織系統表	1年	異動の都度加除訂正
2	取消処分者講習終了証明書発行台帳	1年	
3	取消処分者講習終了証明書の副本	1年	
4	取消処分者講習終了証明書再交付申請書(控)	1年	
5	取消処分者講習実施結果報告書(控)	5年	
6	取消処分者講習月間実施結果報告書	1年	
7	取消処分者講習実施計画書(控)	1年	

担当 運転免許課 高齢運転者等支援係

第号

指 定 書

所在地

名 称

道路交通法第108条の4第1項 の規定により指定講習機関として 指定する。

特定講習の種別 取消処分者講習

年 月 日

青森県公安委員会 印

	命	令	書			
				年	月	目
	殿					
			青森県公安	安委員会	F	l1
法第108条の8	第1項第2項	の規定し	こよる下記	の措置を	をとるこ	ことを
措置						

取消処分者講習組織系統表

(年月日現在)

指定講習機関名

連番	職名及び担当区分	氏	名	生年月日	備考
	設置者(代表者)				
	管理者				
	講習業務部長				
	手数料出納責任者				
	講習終了証明書発行責任者				
	特定講習指導員				
	特定講習補助員				

取消処分者講習の受講案内

1 受講予約関係

予約先	青森県運転免許センター内 運転免許課 電話 017-782-0081 (代表)
予約方法	上記予約先へ直接お越しいただくか、電話で受講の予約をしてください。 ○ 予約受付時間 平日 : ~ : (土日祝日、年末年始を除く)○ 受験資格調査の実施確認・ 受験資格調査がお済みでない方の予約は受け付けておりません。・ この調査がお済みの方は、調査時に付与された「受理番号」を確認させていただきます。○ 講習受講日の指定 受講日はこちらで指定することになります。

2 講習会場等

		1			
		1 日目2 日目		$\sim \sim$:
講習会場		1 日目 2 日目	:	$\stackrel{\sim}{\sim}$:
時目 五 物 会場ごとに 時間が異なり		1月目2日目	:	$\stackrel{\sim}{\sim}$:
時間が異なり ますのでご確 認ください。		1月目2月目	:	$\stackrel{\sim}{\sim}$: :
		1 日目 2 日目	:	$\stackrel{\sim}{\sim}$: :
		1 日目 2 日目	:	$\stackrel{\sim}{\sim}$: :
持参する物	 取消処分者講習の受講案内 講習手数料 写真 (縦3.0cm×横2.4cmの大きさ) 仮免許証 仮の他 第記用身 	… この案内 免許証のある 具、取消処分	書円枚方書		
注意事項	1 講習当日は、1日目及び2日目ともに講習開始時間の10分2 講習では運転技能の実習を行いますので、運転に適した財験等が必要な方は、各自で準備願います。二輪車及び原メット、手袋、雨衣(雨天時)等の準備が必要となります。 二日酔い等、酒臭をさせての受講はできませんので注意 4 講習手数料は1日目の支払いとなります。やむを得ないは、1日目の受講が無効となり、講習手数料も返還できまった。	服装でお願いい 付車の講習を受 してください。 理由以外で2F	たしま 講する	す。 う 方は、	また、 ヘル

3 受講予約内容(必要事項を記載しご利用ください)

予	約番	号					第一	号
氏		名						
=#	20]	第1日目	月	日	(曜日)	
講	習	B	第2日目	月	日	(曜日)	
受	講車	両	□四輪(MT · AT)	□二輪((M T · A T)		□原付	

取消処分者講習受講申込書(通知票)

	□ 直接申込	□ 電話予約		復唱確認した
受 理	年 月 日 係 階級	午前・午後 氏名	時	分
予約番号				第 一 号
受講日	月 日() ~	月日()		
住 所				
ふりがな 氏 名	(旧姓) 男・女	生年月日 (年 齢)		年 月 日 (歳)
連絡先	自宅 – –	携帯	_	_
受講車両				□ 該当なし(小特)
仮免有無		 入校 校中 業済	· 年	月日日
免 番				修正 □ □有 □無
処分事由	□ 取 消 (回目) □ 拒 否 [□ 準取消	取消又に コ 禁 止 失効免割 の 種 別	F	
欠格期間	期 間 年 月 延 長 (無免許) 年		年 (での	□ 5 年以上 月 日 まで 年拒否期間該当
処分原因	交通事故 □ 死 亡 □ 重 傷 □ 交通違反 □ 無免許 □ 酒気帯 □ 不 明 等 □ 不 明 □ 違反外(<u>)</u> の他取消処分原因違反)
欠格期間 経過年数	□ 期間内 □ 1年未満 □ 2 □ 5年未満 □ 5年以上	年未満 □ 3年	未満	□ 4年未満
記 事(違反歴等)	違反等年月日 違反内 年月日 日 年月日 日	容等点数	備	考

※取消講習済 登録使用欄

本 籍	I I	コード	! !	! !	! !	: —	! !	!		
講習場所	i		受講番号		!	! !		性	別	

氏 名

	違反等	年月日	∃	違	反	内	容	等	点数	,	備	老	, ĵ
	年	月	日										
	年	月	日										
	年	月	月										
	年	月	日										
	年	月	日										
	年	月	日										
	年	 月	日										
	年	月	日										
	年	 月	日										
	年	 月											
	年	 月	日										
記事	年	 月	日										
(違反歴等)	年	 月	日										
	 年	月	日										
	年	 月											
	 年	月											
	年	月											
	 年	月											
	年	 月											
	年	 月											
	年	 月	日										
	 年	. <u></u> 月	日										
	 年	 月	日										
	 年	 月											
	 年	 月											
	+	71	Н										

取消処分者講習終了証明書発行台帳

終了番号	発行年月日	住所	氏 名 生年月日	担当者	確認者	備考

第	号							
取消処分者講習終了証明書再交付申請書								
		年	月	日				
青森県	公安零	兵員会 殿						
氏	名							
生年月	日	年	月	日生				
住	所							
再交付をする理由	申請							
受 講	日	年 月 日(講習最終日)						
受講場	所							

第号年月日

青森県公安委員会 殿

指定講習機関名

管 理 者

取消処分者講習実施計画書

年 月分	年 月分	年 月分
日· 日	日· 日	日・日
目• 目	目・目	日・日
日・日	目・目	日・日

青森県公安委員会 殿

指定講習機関名 管 理 者

取消処分者講習月間実施報告書 (月)

1 実施回数・受講者数

		実施	同粉	受講者数								
区分	分	天旭	凹奴	男		\$, T	合計				
		一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒			
四輪学網	汲											
二輪学組	汲											
合 計	•											

2-1 四輪学級の年齢別・処分別講習実施状況

				欠	格	期	間				拒 否	不	禁	ıL	\triangle	計
区分		年		年		年		年		以上		百.			合	ΠI
	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒								
19歳以下																
20~24歳																
20~24歳 25~29歳																
30~39歳																
40~49歳																
40~49歳 50~59歳																
60~69歳																
70歳以上																
合 計																

() は女性内数

2-2 二輪学級の年齢別・処分別講習実施状況

				欠	格	期	間				拒	不	禁	止	\triangle	計
区分	1	年	2	年	3	年	4	年	5年	以上	1巳	否	示	Ш	合	口口
	一般	飲酒	一般	飲酒												
19歳以下																
20~24歳																
25~29歳																
30~39歳																
40~49歳																
30~39歳 40~49歳 50~59歳 60~69歳																
60~69歳																
70歳以上																
合 計																

() は女性内数

3 処分原因別受講状況 (1) 一般

7	Λ	交	通 事	故	- /	交通	違反	į	7 m	計
	ガ	死 亡	重傷	軽 傷	無免許	飲酒	速度	その他	不 明	рl
四輪	学級									
二輪	学級									
合	計									

() は女性内数

(2) 飲酒取消講習

<u>-/ / / / / / / / / / / / / / / / / / / </u>	, · · · ·	, 11 4 b 1 1 H								
1.7	\wedge	交	通 事	故	- 2	交 通	違反	:	不 明	計
区	ガ	死 亡	重傷	軽 傷	無免許	飲酒のみ	速 度	その他	不 明	рl
四輪	学級									
二輪	学級									
合	計									

() は女性内数

4 欠格期間経過別受講人数

					欠 格	期間	経 過	年 数			
区	分	期間	引内	1年	未満	1~	2年	2~	3年	3~	4年
		一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒
四輪	学級										
二輪	学級										
合	計										

		欠力	各期間	合 計				
区 分		$4\sim$	5年	5年	以上			
		一般	飲酒	一般	飲酒	一般	飲酒	
四輪雪	学級							
二輪	学級							
合	計							

() は女性内数